## 「公用文作成の要領」の見直しに関する論点(案)

○ これまで、「公用文」という用語の指し示す範囲は必ずしも定かになっていない。 国の各府省庁で業務上作成される文書の全体を一くくりに「公用文」であるとする 考え方もあるが、その目的や性格、受け手などによって分類して捉えるのが有効で はないか。(なお、法令に関しては、公用文の一部として扱われる場合と、公用文と は別に扱われる場合とがある。)

例)

- A 法令及び法令に準ずるもの
- B 政策・施策の内容について、関心の高い関係者等を中心に、広く知らせるもの
- C 国民全般を対象として直接発信するもの
- 法令については、「法令における漢字使用等について」(平成22年11月30日内閣 法制局長官決定)をはじめ、より詳細な考え方が別途内閣法制局によって示されて いることから、直接の検討対象とはしないか。
- 昭和 48 年以降,「公用文と法令における表記の一体化」がうたわれ,公用文においても,法令と同様の表記を用いることとなっているが,法令に準ずる文書を除いては,弾力的な運用が必要となる場合があるのではないか。
  - ・ 常用漢字表にある漢字であっても、平仮名で表記した方が効果的な場合があ るのではないか。
    - 例) 狙い→ねらい 飽くまで→あくまで 若しくは→もしくは 等
  - ・ 公用文では、複合語の送り仮名において、「送り仮名の付け方」の「許容」を 用いることとなっているが、「本則」で表記した方が効果的な場合があるのでは ないか。
    - 例) 贈物→贈り物 貼付け→貼り付け 雇主→雇い主 等
- 横書きにおける読点は、実態に鑑み、原則として「、」(テン)を用いることとすべきではないか。ただし、これまでの経緯から「、」(コンマ)を用いる場合があることを認める必要があるか。
- これまで、特に位置付けのなかった各種の区切り符号等の使用について言及して はどうか。また、必要に応じて、用い方の例を示してはどうか。
- 現行の要領で主な対象となっているのは表記や用語の問題であるが、それらに加えて、伝わりやすい文や文章を書くための考え方を示すべきではないか。